

## 教育委員会定例会（4月）会議録

日 時 平成25年4月23日（火） 15時00分～16時22分

場 所 市庁舎3階301会議室

出席委員 永田 見生（委員長）  
半田 利通（委員）  
岡部 千鶴（委員）  
生澤 麻矢（委員）  
日野 佳弘（委員）  
堤 正則（委員、教育長）

事務局	大津 秀明（教育部長） 窪田 俊哉（教育部次長） 桑野 洋志（教育部学校教育改革担当次長） 三谷 孝子（教育センター所長） 眞崎 宗明（学校施設課長） 野田 晃（教職員課長） 大久保 隆（学校教育課長） 重石 悟（教職員課学務主幹） 西田 正典（学校教育課指導主幹） 福島 光宏（学校保健課長） 牛島 修彦（人権・同和教育課）	野田 秀樹（市民文化部長） 佐藤 光義（市民文化部次長） 井上 隆夫（生涯学習推進課長） 園井 正隆（文化財保護課長） 道井 清太（体育スポーツ課長） 杉山 和敏（中央図書館長）
-----	---	--

議案 第18号議案 久留米市立学校の主任等の任命について  
 第19号議案 久留米市立小中学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則  
 第20号議案 久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について  
 第21号議案 久留米市立小学校における小規模特認校制度の導入について  
 第22号議案 地域学校協議会委員の任命又は委嘱について

### 議事録

委員長 : ただ今より、平成25年4月教育委員会臨時会を開催いたします。議案の審議に入る前に、3月臨時会の会議録について、何かあればお願いします。

全委員 : (特になし)

委員長 : 特にご異存ないようですので、3月臨時会の会議録を原案のとおり承認いたします。  
次に、議案の審議に入ります。

第18号議案「久留米市立学校の主任等の任命について」事務局から説明をお願いします。

#### 第18号議案 久留米市立学校の主任等の任命について

- 事務局** : 《議案説明》  
 ※ 教育長臨時代理の報告、主任等（教務主任、学年主任、保健主事等）の職務内容、役割分担等について説明。
- 委員長** : 第18号議案について、ご質問やご意見はありますか。
- 全委員** : (特になし)
- 委員長** : 特にないようですので、第18号議案を原案のとおり承認いたします。  
 次に第19号議案の説明をお願いします。

#### 第19号議案 久留米市立小中学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則

- 事務局** : 《議案説明》  
 ※ 規則の一部改正について説明。
- 委員長** : 第19号議案について、ご質問やご意見はありますか。
- A委員** : 「役員」とはどの範囲を想定しているのですか？
- 事務局** : 例えば、「母親委員」というものが中学校PTAにありまして、会長以外の役員という形で様々な活動をされています。そういった役職の方々を対象にしようと考えているものです。
- A委員** : 「役員」という規定で、どの範囲の方が対象になるのか、もう少し具体的に説明をお願いします。
- 事務局** : 小・中学校PTA連合の構成メンバーの数は、かなり多くなっていますが、通学区域審議会では「会長」という規定で取り扱っていました。  
 しかし一方では「役員」という規定で割り振りをする審議会等がありますので、それと同じような取り扱いができないかというPTA側からの要望を受けたという経緯があります。
- A委員** : 広く集めるのは良いのですが、役員という規定の仕方で良いのでしょうかと尋ねているのですが、いかがですか？ 「役員」という規定ならば、その役員の範囲はどこまでかという疑問が当然として出てくると思います。
- 事務局** : それぞれの会の中には、役員の規定がありまして、会長や母親委員長、母親副委員長、総務委員会、児童委員会というようなものがあります。PTA連合の規程に則って役員が定められていますので、誰もが対象となるという事態にはならないと考えています。
- B委員** : 現行の規則では、PTA連合の会長が通学区域審議会の委員に委嘱されるということなのでしょうか？ 私の理解では、市立小中学校のうち、どちらかの学校のPTAの会長が委嘱されるという解釈だったのですが、いかがでしょうか？

- 事務局** : 今までの経緯では、P T A連合の会長を委嘱していました。それを連合の役員に広げたいという今回の提案でございます。
- B委員** : 運用ではそうかもしれませんが、規則では単P（個別の小・中学校単位のP T A）の会長のうちどなたか一名ということではないでしょうか？ 連P（久留米市小・中学校P T A連合協議会）の役員は、単Pの会長で構成されているので、規則には抵触していないということではないでしょうか？
- 事務局** : 母親委員であれば、単Pの会長ではない方もいらっしゃると思います。そういう方を対象にするのであれば、単Pの会長ではない方も対象となることになります。
- B委員** : ということは、現行規則では単Pの会長が対象ということですね。
- 事務局** : はい、そうです。
- B委員** : 私は、「役員」ではなくて、「会長等」の方が良いと思います。
- 事務局** : 当初は「会長等」で準備を進めていましたが、文書法制上「役員」の方が望ましいという見解により、今回のご提案となりました。「等」という表現では、範囲があいまいになるので、具体的に「役員」という表現にしたということです。
- B委員** : P T Aの経験者として発言しますが、母親委員会というのは、母親として活動されている方々を、別のルートで集めて組織された委員会だと認識しています。それは、概ねは学校の代表ということでしょうが、正式なものではないと思います。そうであれば、通学区域審議会の委員となる方については、正式に学校の代表として選出された会長のような方になるべきだと思います。
- 事務局** : 5月に連合の総会が開催される予定です。その総会の中で選出されている方々なので、正式な代表者であると認識しています。
- C委員** : P T Aから通学区域審議会の委員を選出するにあたって、母親の方を推薦したいというP T A連合会事務局の考えがありました。子どもの通学に関することは母親が詳しいケースが多いので、できれば母親の方を出したいとのことでした。しかし、P T A会長は圧倒的に男性の方が多いという状況です。母親委員会は、小学校と中学校では性質の違いがあり、一概にはどのようなものか判断しかねますが、連Pの母親委員の中には、久留米市の様々な委員・審議会のメンバーに選出されている方がいらっしゃいます。通学に関して、女性の意見を反映させたいという事務局の考えがあると思いますので、会長以外でも選出できる体制を整えてほしいという要望は正当だと思います。
- B委員** : 「母親委員会」は、自分の経験の中では、お母さん方の中で、「では今度はあの人に出てもらおう」というような感じで選出される場面があるのではないのでしょうか。そういう方たちが、良くも悪くも責任を被るのは気の毒ではなからうか、という逆の見方もあると思います。だから、正式に会長として責任を果たすべく選出された人間だから、この責任を負うことにしましょうね、と明確にしておいた方がよさそうだと思いますが、現場を離れて数年経ちますので、現役の方のおっしゃることがもっともかと思います。
- C委員** : 「母親代表」など、いろいろな言い方がありますが、久留米市ではほぼ「母親委員会」という名称ですが、県のP T Aの組織にも久留米市の母親委員会から委員を出して

おりますし、いろんな場面で母親代表あるいは女性を選出してほしいという内々の要請を受けて、PTAの役員の中から代表の方を選出している状況なので、このような表記にした方が、人材を出しやすいのではないかと捉えています。

**B委員** : 納得しました。

ただ、各学校において役員は十数名いらっしゃる、それが何十校分あるとなると、何百という人数になってくるので、いままでは「会長」という限定的な規定だったのが、そうでなくなるということで、範囲を明確にしておいた方が良いと思いますが、いかがでしょうか？

**事務局** : 規則ではこういう表現になっていますが、委員ご指摘のような実情もございまして、PTA連合協議会には十分そういった趣旨は理解していただいていると感じています。そういったことが分かっておられるがゆえに今回のようなご相談を教育委員会に持ち込んできたと思いますので、女性委員の登用であるとか、より世間一般の考えを反映できるような委員の選出を、規程の運用の中で、協力を呼び掛けていきたいと考えています。

**C委員** : 「役員」と付いている以上は、どの小中学校でも総会の承認を受けて名前が挙がっている方ですので、大丈夫だと思います。

**委員長** : それでは、十分に議論が尽くされましたので、第19号議案を原案のとおり承認いたします。  
次に第20号議案の説明をお願いします。

#### 第20号議案 久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

**事務局** : 《議案説明》

※ 委嘱の理由（辞任に伴う委嘱）、任期（平成25年4月24日から平成26年11月30日）等について説明

**委員長** : 第20号議案について、ご質問やご意見はありますか。

**全委員** : (特になし)

**委員長** : 特にないようですので、第20号議案を原案のとおり承認いたします。  
次に第21号議案の説明をお願いします。

#### 第21号議案 久留米市立小学校における小規模特認校制度の導入について

**事務局** : 《議案説明》

※ 小規模特認校制度の目的、入学・転入学、通学区域等について説明

**委員長** : 第21号議案について、ご質問やご意見はありますか。

**全委員** : (特になし)

**委員長** : 特にないようですので、第21号議案を原案のとおり承認いたします。  
次に第22号議案の説明をお願いします。

第22号議案 地域学校協議会委員の任命又は委嘱について

- 事務局 : 《議案説明》  
※ 教育長臨時代理の報告、任期（平成25年4月1日から平成26年3月31日）等について説明
- 委員長 : 第22号議案について、ご質問やご意見はありますか。  
全委員 : (特になし)  
委員長 : 特にないようですので、第22号議案を原案のとおり承認いたします。

※ その後、事務局より報告と今後の日程について説明があり、閉会

報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 「久留米市ベストアメニティカップ国際女子テニス2013」について
- (3) その他 ○ 体罰の実態把握について【非公開】  
○ 「北野町親と子の読書会連絡協議会」文部科学大臣表彰について

今後のスケジュール

- 5月定例会： 5月28日（火）15時00分～ 久留米市教育センター
- 6月定例会： 6月26日（水）13時00分～ 移動教育委員会（調整中）